

実用新案法

1961.12.31 法律第 952 号
1963. 3. 5 法律第 1294 号
1973. 2. 8 法律第 2508 号
1973.12.31 法律第 2661 号
1976.12.31 法律第 2957 号
1980.12.31 法律第 3328 号
1982.11.29 法律第 3567 号
1986.12.31 法律第 3893 号
1990. 1.13 法律第 4209 号
[全文改正]
1993. 3. 6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4596 号
1995. 1. 5 法律第 4893 号
1995.12.29 法律第 5081 号
1997. 4.10 法律第 5330 号
1998. 9.23 法律第 5577 号
2001. 2. 3 法律第 6412 号
2002. 1.26 法律第 6626 号
2002.12.11 法律第 6766 号
2005.5.3 法律第 7554 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】 この法律は、実用的である考案を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】 この法律で使用する用語の定義は、次の通りである。

1.“考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2.“登録実用新案”とは、実用新案登録を受けている考案をいう。

3.“実施”とは、考案に係る物品を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物品の譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

第3条【手続の無効】

①特許庁長又は特許審判院長は、第11条の規定による補正命令を受けた者が、指定した期間内にその補正をしないとき、この実用新案登録に係る出願・請求その他の手続(以下、“実用新案登録に関する手続”という)を無効にすることができる。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項の規定によりその手続が無効となった場合であって、その期間を守ることができなかったことが、本人の責めに帰することができない理由と認められるときは、その理由がなくなった日から14日以内に、補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取消すことができる。ただし、その期間の満了日から1年を経過した場合にはその限りではない。〈改正 2001.2.3〉

第3条の2【代理権の範囲】 韓国内に住所又は営業所を有する者であって実用新案登録に関する手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、実用新案登録出願の放棄・取下げ、申請若しくは申立ての取下げ、第18条第1項の規定の優先権主張若しくはその取下げ、実用新案権の放棄、第54条・第54条の2の規定の審判の請求又は復代理人の選任をすることができない。〈本条新設 2001.2.3〉

第3条の3【複数当事者の代表】

①二人以上が実用新案登録に関する手続をするときは、次の各号の一に該当する事項を除き、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁又は特許審判院に届け出たときは、この限りでない。

1.実用新案登録出願の放棄・取下げ

2.第 18 条第 1 項の規定による優先権の主張又はその取下げ

3.申請又は申立ての取下げ

4.第 54 条又は第 54 条の 2 の規定による審判の請求

②第 1 項ただし書の規定により届け出たときは、代表者に選任された事実を書面をもって証明しなければならない。〈本条新設 2001.2.3〉

第 4 条【特許法の準用】 特許法第 3 条乃至第 5 条、第 7 条乃至第 10 条、第 12 条乃至第 15 条及び同法第 17 条乃至第 28 条の 5 の規定は、実用新案についてこれを準用する。この場合において、同法第 4 条のうち、“出願審査の請求人”とあるのは、“実用新案技術評価の請求人”と読み替えるものとする。〈改正 2001.2.3〉

第 2 章 実用新案登録要件及び実用新案登録出願

第 5 条【実用新案登録の要件】

①産業上利用することができる物品の形状・構造又は組合せに係る考案であつて、次の各号の一に該当するものを除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

1.実用新案登録出願前に韓国内において公知され、又は公然実施をされた考案

2. 実用新案登録出願前に韓国内又は外国において、頒布された刊行物に記載されたか、又は大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった考案

② 実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が第1項各号の一に規定された考案に基づいてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。〈改正 2001.2.3〉

③ 実用新案登録出願に係わる考案が当該実用新案登録出願の日前に実用新案登録出願又は特許出願をし、当該実用新案登録出願後に登録公告された他の実用新案登録出願、又は出願公開されたか若しくは登録公告された特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明と同一であるときは、その考案については、第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、当該実用新案登録出願の考案者と他の実用新案登録出願の考案者又は特許出願の発明者とが同一であるとき、又は当該実用新案登録出願の出願時の出願人と他の実用新案登録出願や特許出願の出願人が同一のときには、この限りではない。〈改正 2001.2.3〉

1. ~ 2. 〈削除 2001.2.3〉

④ 第3項の規定を適用することにおいて、他の実用新案登録出願又は特許出願が第57条第1項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願又は特許法第199条第1項の規定により特許出願とみなされる国際出願(第71条第4項又は特許法第214条第4項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む)である場合における第3項のうち“出願公開”とあるのは、“出願公開又は特許協力条約第21条に規定する国際公開”と、“願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明”とあるのは、“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面並びにその出願翻訳文ともに記載された考案又は発明”とする。

第6条【公知等になっていない考案とみなす場合〈改正 2001.2.3〉】

① 実用新案登録を受ける権利を有する者の考案が次の各号の一に該当する場合は、その日から6月以内に実用新案登録出願をすれば、その実用新案登録出願された考案についての第5条第1項又は第2項の規定を適用するについては、その考案が第5条第1項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

1. 実用新案登録を受ける権利を有する者がその考案について次の各項目の一の行為をすることにおいて、第5条第1項各号の一に該当するに至ったとき

イ．試験

ロ．刊行物に発表

ハ．大統領令が定める電気通信回線を通じた発表

ニ．産業指令部令が指定する学術団体において文書をもった発表

2. 実用新案登録を受ける権利を有する者の意に反してその考案が第5条第1項各号の一に該当するに至ったとき

3. 実用新案登録を受ける権利を有する者がその考案を博覧会に出品することにより、第5条第1項各号の一に該当するに至ったとき

イ．削除〈2001.2.3〉

ロ．削除〈2001.2.3〉

ハ．削除〈2001.2.3〉

ニ．削除〈2001.2.3〉

② 第1号及び第3号の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長に提出し、これを証明する書

面を实用新案登録出願の日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第 7 条【实用新案登録を受けることができない考案】 次の各号の一に該当する考案については、第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に係らず实用新案登録を受けることができない。

1.国旗又は勲章と同一であるか、または類似した考案

2.公共の秩序、善良なる風俗を紊乱させ、又は公衆の衛生を害するおそれがある考案

第 8 条【先願<改定 2001.2.3>】

①同一の考案について異なった日に二以上の实用新案登録出願があったときには、最先の实用新案登録出願人のみがその考案について实用新案登録を受けることができる。

②同一の考案について同日に二以上の实用新案登録出願があったときには、实用新案登録出願人の協議により定めた一の实用新案登録出願人のみが、その考案について实用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの实用新案登録出願人も考案について实用新案登録を受けることができない。

③实用新案登録出願に係わる考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その实用新案登録出願及び特許出願が異なった日に出願されたものであるときは、实用新案登録出願人は、特許出願人より先に出願した場合にのみその考案について实用新案登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

④实用新案登録出願に係わる考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その实用新案登録出願及び特許出願が同日に出願されたもの

であるときは、実用新案登録についてのみ権利設定の登録をうけると特許出願人と協議した場合に限り、実用新案登録を受けることができる。ただし、特許出願と同日に出願された実用新案登録出願(第17条第3項の規定により、特許出願と同日に出願されたものとみなす実用新案登録出願を含むこととする)が、第17条の規定による二重出願の場合には、この限りではない。〈改正 2001.2.3〉

⑤実用新案登録出願又は特許出願が無効若しくは取り下げられるか、又は実用新案登録出願が却下されたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第4項までの規定の適用について、初めからなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

⑥考案者又は発明者でない者であって実用新案登録を受ける権利又は特許を受ける権利の承継人でない者がした実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第4項までの規定の適用について、初めからなかったものとみなす。

第9条【実用新案登録出願】

①実用新案登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した実用新案登録の願書の特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.実用新案登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.実用新案登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)

3.〈削除 2001.2.3〉

4.考案の名称

5.考案者の氏名及び住所

6.削除<2001.2.3>

②第1項の規定による実用新案登録の願書には、次の各号の事項を記載した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。

1.考案の名称

2.図面の簡単な説明

3.考案の詳細な説明

4.実用新案登録請求の範囲

③第2項第3号の規定による考案の詳細な説明は、その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に実施をすることができる程度に、その考案の目的・構成及び効果を記載しなければならない。

④第2項第4号の規定による実用新案登録請求の範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”という)が一以上でなければならない。その請求項は、次の各号に該当しなければならない。

1.考案の詳細な説明により裏付けられること

2.考案が明瞭かつ簡潔に記載されること

3.考案の構成に欠くことのできない事項のみ記載されていること

⑤第2項第4号の規定による実用新案登録請求の範囲の記載方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。

⑥第2項の規定による要約書の記載方法等に関し必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 10 条 【一実用新案登録出願の範囲】

①実用新案登録出願は一考案を一実用新案登録出願とする。ただし、一の総括的考案の概念を形成する 1 群の考案については一実用新案登録出願とすることができる。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による一実用新案登録出願の要件は、大統領令で定める。

第 11 条 【手続の補正】 特許庁長又は特許審判院長は、実用新案登録に関する手続が次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて補正を命じなければならない。〈改正 2001.2.3、2002.12.11〉

1.第 3 条の 2 又は第 4 条において準用する特許法第 3 条第 1 項の規定に違反したとき

2.この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき

3.第 29 条第 2 項の規定に違反し、最初の 1 年分の登録料を納付しないとき

4.第 30 条の規定において、納付しなければならない手数料を納付しないとき

第 12 条 【基礎的要件の審査及び出願却下】

①特許庁長は審査官に実用新案登録出願が次の各号の一に該当するかの可否に関して審査させるものとする。

1.実用新案登録出願に係わる考案が、物品の形状・構造・又は組合せに関する考案であるかの可否

2.実用新案登録出願に係わる考案が第 7 条の規定に違反していないか、実用新案登録を受けることができる考案であるかの可否

3. 実用新案登録出願が第9条第5項の規定による記載方法に適合しているか、又は第10条の規定による実用新案登録出願の要件をみなしているかの可否

4. 実用新案登録の願書に添付された明細書又は図面に必要な事項が記載され、この記載が明瞭なものであるかの可否

5. 実用新案登録の願書に添付された明細書又は図面に関する補正が、第14条の規定に違反されていないかの可否

② 審査官は実用新案登録出願が次の各号の一に該当する場合は、期間を定め実用新案登録の願書に添付された明細書又は図面について補正を命ずるものとする。

1. 実用新案登録出願に係わる考案が、物品の形状・構造又は組合せに関するものでないとき

2. 実用新案登録出願に係わる考案が第7条の規定により、実用新案登録を受けることができないとき

3. 実用新案登録出願が第9条第5項の規定による記載方法に基づいていないか、又は第10条の規定による実用新案登録出願の要件を備えていないとき

4. 実用新案登録の願書に添付された明細書又は図面に必要な事項が記載されていないか、又はその記載が顕著に不明瞭であるとき

5. 実用新案登録の願書に添付された明細書又は図面に関する補正が、第14条の規定に違反しているとき

③ 審査官は第2項の規定において、補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をしないときには、その実用新案登録出願を却下するものとする。

この場合、却下決定は書面とするものとし、その理由を付さなければならぬ。〈本条改正 2001.2.3〉

第 13 条 【実用新案登録出願等の補正】

①実用新案登録に係る手続をする者は、その事件が特許庁又は特許審判院に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録の願書に添付された明細書・図面又は要約書については実用新案登録出願の日から産業資源部令で定めた期間を経過した後は、これを補正することができない。

〈改正 2001.2.3〉

②削除 <2001.2.3>

第 14 条 【明細書等の補正が可能な範囲】 第 12 条第 2 項及び第 13 条の規定による明細書又は図面の補正は、実用新案登録の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内にこれを行うことができる。〈本条改正 2001.2.3〉

第 15 条 【二重出願の補正に関する取り扱い等〈改正 2001.2.3〉】

①削除〈2001.2.3〉

②第 17 条の規定による二重出願は、特許出願の願書の最初に添付された明細書の特許請求の範囲に記載した事項の範囲を越えた実用新案権の設定の登録後に認められたときには、その二重出願はその願書を提出したときに実用新案登録出願したものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

第 16 条 【分割出願】

①実用新案登録出願人は、二以上の考案を一の実用新案登録出願にした場合は、第12条第2項及び第13条第1項ただし書の規定による補正期間内にその一部を一以上の実用新案登録出願に分割できる。<改正 2001.2.3>

②第1項の規定により当初の実用新案登録出願から分割された実用新案登録出願(以下、“分割出願”という)は、当初の実用新案登録出願時に出願したものとみなす。ただし、その分割出願については次の各号の規定を適用については、当該分割出願に出願したものとみなす。

1.分割出願が第5条第3項に規定する他の実用新案登録出願又は特許法29条第3項に規定する実用新案登録出願に該当し、第5条第3項又は特許法第29条第3項の規定を適用する場合

2.第6条第2項の規定を適用する場合

3.第18条第2項の規定を適用する場合

4.第20条で準用する特許法第54条第3項の規定を適用する場合

③第1項の規定により分割出願をする者は、分割の願書にその趣旨及び分割の基礎となった実用新案登録出願の表示をしなければならない。<新設 2001.2.3>

④分割出願において、第20条に準用している特許法第54条の規定による優先権を主張する者は、同条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による書類を分割出願した日から3月以内に特許庁長に提出することができる。

第17条【二重出願】

①特許出願をした者は、特許法第66条の規定による特許決定書の謄本の送達を受ける前まで、その特許出願の願書に最初に添付された明細書の特許請求の範囲に記載された事項の範囲内で実用新案登録出願(以下、“二重

出願”という)をすることができる。ただし、その特許出願について最初の特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日(第4条で準用する特許法第15条第1項の規定により同法第132条の3の特許拒絶決定についての審判請求期間が延長したときには、その延長した期間)が経過したときには、その限りではない。〈改正2001.2.3〉

②第1項の規定により二重出願をする者は、実用新案登録出願のとき、実用新案登録願書にその趣旨及び二重出願の基礎となった特許出願の表示をするものとする。

③第1項の規定による二重出願がある場合に、その実用新案登録出願は特許出願をしたときに出願したものとみなす。ただし、その実用新案登録出願について次の各号の規定を適用することにおいては、当該二重出願の際に出願したものとみなす。

1.実用新案登録出願が第5条第3項に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第29条第3項に規定する実用新案登録出願に該当し、第5条第3項又は特許法第29条第3項の規定を適用するとき

2.第6条第2項の規定を適用するとき

3.第18条第2項の規定を適用するとき

4.第20条で準用する特許法第54条第3項の規定を適用するとき

④第1項の規定による実用新案登録出願において、第20条で準用する特許法第54条の規定による優先権を主張する者は、同条第4項の規定にかかわらず同項の規定による書類を二重出願をした日から3月以内に特許庁長に提出できる。

第18条【実用新案登録出願等に基づく優先権主張】

①実用新案登録を受けようとする者は、その実用新案登録出願に係わる考案について、その者が当該出願日前に行った実用新案登録出願又は特許出願（実用新案登録又は特許を受ける権利を有するものに限り、以下“先の出願”という）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。〈改正 2001.2.3〉

1.その実用新案登録出願が先の出願の出願日から1年を経過して出願されている場合

2.先の出願が次の各号の一に該当する場合

イ．第16条第1項の規定による分割出願

ロ．第17条の規定による二重出願

ハ．特許法第52条第1項の規定による分割出願

ニ．特許法第53条の規定による二重出願

3.その実用新案登録出願の際に、先の出願が放棄・無効・取り下げ又は却下されている場合

4.その実用新案登録出願の際に、先の出願に対する特許可否の決定又は審決が確定している場合

5.先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第35条第2項の規定する登録がされている場合

②第1項の規定による優先権を主張しようとする者は、実用新案登録出願の際、実用新案登録の願書にその旨及び先の出願の表示をするものとする。

③第1項の規定により優先権の主張を主張するもののうち第1項の要件をみたす者は、先の出願の日(先の出願が二以上の場合には、最初の出願日)から1年4月以内に当該優先権主張を補正するか、または追加することができる。〈新設 2001.2.3〉

④第1項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係わる考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、又は図面に記載された考案(その先の出願が、第1項の規定による優先権主張、又は工業所有権の保護のためのパリ条約第4条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合は、その先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願の願書に、最初に添付された明細書又は図面に記載された考案を除く)については、第5条第1項・第2項及び第3項本文、第6条第1項・第8条第1項乃至第4項・第38条第3号・第39条・第41条第1項及び第2項、第27条第4項において、準用する特許法第77条第3項により準用している同法第136条第4項、第42条において準用する特許法第103条、特許法第36条第3項及び同法第98条、意匠法第45条及び同法第52条第3項の規定を適用するにおいては、その実用新案登録出願は、先の出願の出願時に提出されたものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

⑤第1項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に、最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権主張の基礎とされた先の出願の願書に、最初に添付された明細書又は図面に記載された考案(その先の出願が、第1項の規定による優先権主張又は工業所有権の保護のためのパリ条約第4条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合は、その先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願の願書に、最初に添付された明細書又は図面に記載された考案を除く)については、第5条第3項本文又は特許法第29条第3項本文の規定を適用するにおいては、その実用新案登録出願が登録公告された時に、その先の出願について出願公開又は登録公告されたものとみなす。この場合、その

先の出願は第 57 条第 1 項の規定により、実用新案登録出願とみなす国際出願、又は特許法第 199 条第 1 項の規定により特許出願とみなす国際出願(第 71 条第 4 項又は特許法第 214 条第 4 項の規定により実用新案登録出願又は特許出願となる国際出願を含む)である場合には、第 5 条第 4 項のうち、“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面とその出願翻訳文に同様に記載された考案又は発明”とあるのは、“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明”とみなす。

第 19 条【先の出願の取り下げ等】

①第 18 条第 1 項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その先の出願が実用新案登録出願の場合は、その優先権の主張をしたときに、その先の出願が特許出願である場合は、その出願の日から 1 年 3 月を経過した時に取り下げられたものとみなす。ただし、その先の出願が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。〈改正 2001.2.3〉

- 1.放棄・取り下げ・無効又は却下されている場合
- 2.特許可否の決定又は審決が確定している場合
- 3.当該先の出願に基づく優先権の主張が取り下げられている場合
- 4.第 35 条第 2 項の規定により登録されている場合

②第 18 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の出願の日から 1 年 3 月を経過した後は、その優先権の主張を取り下げることができない。

③第 18 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の出願の日から 1 年 3 月以内に取り下げられたときは、その優先権の主張も同時に取り下げられたものとみなす。

第 20 条 【特許法の準用】

①特許法第 33 条、第 37 条乃至第 41 条、第 43 条及び第 44 条の規定は、
実用新案登録要件及び実用新案登録出願に関してこれを準用する。

②特許法第 35 条の規定は実用新案登録出願に関してこれを準用する。こ
の場合、“第 33 条第 1 項本文の規定にある特許を受ける権利を有しない事
由”とあるのは、“第 25 条第 1 項第 2 号及び第 47 条第 1 項第号のうち第
20 条より準用する特許法第 33 条第 1 項本文の規定にある特許を受ける権
利を有しない事由”と読み替えるものとする。

③特許法第 54 条の規定は、実用新案登録出願に関する条約による優先権
の主張に関し、これを準用する。この場合、同条第 7 項のうち“第 2 項の
要件を有する者”とあるのは、“第 2 項の要件をみたす者であり、第 35 条第
1 項の規定による設定の登録を受ける前の者”とし、“最先の日から 1 年 4
月以内”とあるのは、“最先の日から 1 年 4 月以上であり、第 35 条第 1 項の
規定による設定の登録を受ける前”と読み替える。

第 3 章 実用新案 技術評価

第 21 条 【実用新案技術評価の請求】

①何人も登録実用新案に対し特許庁長に技術評価を請求することができる。
この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が 2 以上のときには全ての請求
項に対し請求しなくてはならない。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による請求は実用新案権の消滅後にもすることができる。
ただし、第 48 条で準用する特許法第 74 条第 3 項の規定による取消決定に

より実用新案登録が取消となったか、この法律第 49 条第 1 項の規定による無効審判により無効となった後は、この限りではない。

③第 1 項の規定による請求は、取り下げることができない。

④第 1 項の規定による技術評価の請求は一回に限り、これを行うことができる。ただし、第 25 条第 2 項のただし書の規定により第 5 条の第 3 項・第 4 項または第 8 条第 1 項乃至第 4 項の規定に違反しているかの可否を判断できない場合は、その事由が無くなったときに追加として 1 回に限りこれを行うことができる。〈新設 2001.2.3〉

⑤実用新案技術評価の請求手続き等に関し、必要な事項は大統領令で定める。

第 22 条【審査官による実用新案技術評価】

①特許庁長は第 21 条第 1 項の規定による請求があるとき、審査官に登録実用新案に関する技術評価をさせるものとする。

②特許法第 57 条第 2 項の規定は、審査官の資格においてこれを準用する。

第 23 条【請求事実の公報掲載】

①特許庁長は実用新案登録出願の登録公告前に、実用新案登録出願に係わる技術評価の請求がある場合は、登録公告時にその趣旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

②特許庁長は実用新案登録公告後に、登録実用新案に関し技術評価の請求があるときには、遅滞なくその趣旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

③特許庁長は実用新案権者でない者から技術評価の請求があるときには、その趣旨を実用新案権者に通知しなければならない。

第 24 条 【先行技術の調査等】

①特許庁長は実用新案技術評価において必要と認められる場合には、専門調査機関に先行技術の調査を依頼することができる。〈改正 2001.2.3〉

②特許法第 58 条第 2 項及び第 58 条の 2 の規定は、実用新案技術評価等に関し、これを準用する。〈新設 2001.2.3〉

③第 1 項の規定による専門調査機関の指定基準等の指定に係わる必要な事項と資料調査の依頼手続き等に係わる必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2001.2.3〉〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 25 条 【技術評価の請求についての決定】

①審査官は技術評価の結果、次の各号の一に該当する事由があるときには、その実用新案登録を取り消す趣旨の決定（以下“実用新案登録取消決定”という）をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.第 4 条に準用している特許法第 25 条、この法律第 5 条・第 7 条・第 8 条第 1 項乃至第 4 項・第 9 条第 3 項又は第 4 項、この法律第 20 条において準用する特許法第 44 条の規定に違反する場合

2.第 20 条に準用している特許法第 33 条第 1 項本文の規定による特許を受けられることができる権利を有していないか、同条同項ただし書の規定により特許を受けられない場合

3.条約に違反する場合

4.実用新案登録された後、その実用新案権者が第 4 条で準用する特許法第 25 条の規定により実用新案権を享有できない者になったか、その実用新案権が条約に違反している場合

5.第 35 条第 2 項のただし書の規定に違反した場合〈新設 2001.2.3〉

6.第 14 条の規定による範囲を超えた補正の場合<新設 2001.2.3>

②審査官は技術評価の結果、第 1 項各号の一に該当する事由がないときには、その実用新案登録を維持する趣旨の決定(以下、“実用新案登録維持決定”という)をしなければならない。ただし、第 5 条第 3 項・第 4 項又は第 8 条第 1 項乃至第 4 項の規定に違反していないかの可否を判断できない場合には、その趣旨及び理由を記載しなければならない。<改正 2001.2.3>

③審査官が第 1 項の規定により実用新案登録取消決定をしようとするときには、技術評価請求人及び実用新案権者(技術評価請求人と同一人でない場合に限る)に取消理由を通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。<改正 2001.2.3>

④第 1 項の規定による実用新案登録取消決定が確定されたときには、その実用新案権は最初からなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 4 号の規定に該当し実用新案登録取消決定が確定したときには、実用新案権はその実用新案登録が同号に該当したときからなくなったものとみなす。<改正 2001.2.3>

⑤第 2 項の規定による実用新案登録維持決定については、不服することができない。<改正 2001.2.3>

第 26 条 【技術評価の請求についての決定方式】

①技術評価の請求についての決定は、文書をもって行い、かつ、その理由を付さなければならない。

②特許庁長は第 1 項の規定による決定があるときには、その謄本を技術評価請求人及び実用新案権者に送達しなければならない。

第 27 条 【技術評価手続きにおける実用新案登録の訂正】

④実用新案権者は、第 25 条第 3 項の規定により指定された期間内に登録実用新案の明細書又は図面について訂正を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

⑤第 1 項の規定による訂正請求は、次の各号の一に該当する場合に限る。〈改正 2001.2.3〉

1.実用新案登録請求の範囲の減縮

2.誤記の訂正

3.明瞭でない記載の釈明

⑥審査官は第 1 項の規定による訂正請求があるときには、技術評価請求人が実用新案権者でない場合には、その技術評価請求人に訂正請求書の副本を送付しなければならない。

⑦特許法第 77 条第 3 項の規定は、実用新案登録の訂正に関し準用する。〈改正 2001.2.3〉

⑧特許庁長は登録実用新案の明細書又は図面に対し、訂正決定があるときにはその訂正内容を実用新案公報に記載しなければならない。〈新設 2001.2.3〉〈本題目改正 2001.2.3〉

第 28 条【技術評価手続きの中止等】

①技術評価に必要なときには、実用新案登録異議申立てについて決定が確定されるか、審決が確定される時まで、又は訴訟手続きが完了するまで、当該技術評価の手続きを中止することができる。〈改正 2001.2.3〉

②法院は訴訟において必要な場合には、技術評価の請求についての決定が確定するまでその訴訟手続きを中止することができる。

③第 1 項及び第 2 項の規定による中止については不服することができない。

第 28 条の 2【特許法の準用】 特許法第 141 条、第 142 条、第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号の規定は、実用新案の技術評価に関しこれを準用する。〈本条新設 2001.2.3〉

第 4 章 登録料 及び 実用新案登録 等

第 29 条【登録料】

①第 35 条第 1 項の規定による実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による登録料のうち最初の 1 年分の登録料は、実用新案登録出願（第 16 条の規定による分割出願及び第 17 条の規定による二重出願の場合には、それぞれ分割出願または二重出願をいう）と同時に納付するものとする。

③第 1 項の規定による登録料とその納付方法及び納付期間等について必要な事項は、産業資源部令において定める。

第 29 条の 2【特許料の追納等<改定 2002.12.11>】

①実用新案権者は第 29 条第 3 項に規定する登録料の納付期間が経過した後であっても、6 月以内に登録料を追納することができる。

②第 1 項の規定により特許料を追納するときは、納付すべき登録料の 2 倍の金額を納付しなければならない。

③第1項の規定による追納期間内に登録料を納付しないとき（追納期間が満了しても第29条の3第2項の規定による補填期間が満了していなかった場合には、その補填期間内に補填しないときをいう）には、実用新案権者の実用新案権は登録料を納付すべき期間の経過の時にさかのぼってその実用新案権が消滅したものとみなす。<改定2002.12.11><本条親切2001.2.3>

第29条の3【登録料の補填】

①特許庁長は実用新案権者が第29条第3項又は第29条の2第1項の規定による期間内に登録料の一部を納付しなかった場合に、登録料の補填を命ずるものとする。

②第1項の規定により、補填命令を受ける者はその補填命令を受けた日から1月以内に登録料を補填することができる。

③第2項の規定により登録料を補填する者は、次の各号の一に該当する場合に納付しなかったときは、納付すべき登録料の2倍の金額を納付しなければならない。

1.登録料を第29条第3項の規定による納付期間を経過して補填する場合

2.登録料を第29条の2第1項の規定による追納期間を経過して補填する場合

<本条新設2002.12.11>

[従前第29条の3は、第29条の4として移動<2002.12.11>]

第29条の4【登録料の追納又は補填による実用新案権の回復等<改定2002.12.11>】

①実用新案権者は、責めに帰することができない理由により第29条の2第1項の規定による追納期間内に登録料を追納できなかったか、第29条の3第2項による補填期間内に補填しなかった場合には、その理由がなくなった日から14日以内でその登録料を納付するか、補填することができる。ただし、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から6月が経過したときはこの限りではない。〈改定 2002.12.11〉

②第1項の規定により、登録料の納付、又は補填があったときは、実用新案権が第29条第3項に規定する登録料納付期間が経過した時にさかのぼって存続していたものとみなす。〈改定 2002.12.11〉

③過失によって第29条の2の第1項の規定による追加納付期間内に登録料を納付しなかったり、第29条の3の第2項の規定による保全期間内に保全をせず、実施中の登録考案の実用新案権が消滅した場合、その実用新案権者は追加納付期間、又は保全期間満了日から3月以内に、第29条の規定による登録料の3倍を納付して、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、その実用新案権は、登録料の納付期間が経過した時に遡及して存続していたとみなす。〈新設 2005.5.3〉

④第2項又は第3項の規定による実用新案権の効力は、登録料の追納期間が経過した日から納付、又は補填した日までの期間（以下、本条で“効力制限期間”という）中に他人が実用新案を実施した行為には、その効力が及ばない。〈改定 2002.12.11、2005.5.3〉

⑤効力制限期間中、国内で善意で第2項又は第3項の規定による実用新案権に対し、実用新案登録出願した考案の実施事業をするか、又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている考案又は事業の目的の範囲内でその実用新案登録出願された考案に対する実用新案権に対し、通常実施権を有する。〈改定 2005.5.3〉

⑥第5項の規定により通常実施権を有した者は、実用新案権者又は専用実施権者に、相当な対価を支給しなければならない。〈本条新設 2001.2.3〉
[第29条の3から移動〈2002.12.11〉] <改定 2005.5.3>

第30条【手数料】

①実用新案登録に係わる手続きを踏む者、又は実用新案技術評価を請求する者は手数料を納付しなければならない。

②第1項の規定による手数料とその納付方法及び納付期間などに係わる必要な事項は、産業資源部令において定める。

第31条【登録料等の返還】

①納付された登録料及び手数料はこれを返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、納付した者の請求により返還する。〈改正 2001.2.3、2002.12.11〉

1.過誤納の登録料及び手数料

2.第25条第1項、又は第48条に準用する特許法第74条第3項の規定による実用新案登録取消決定が確定するか、実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料該当分

3.第3条第1項の規定により無効にすべき旨の出願について納付された登録料

4.第12条第3項の規定により却下にすべき旨の出願について納付された登録料〈新設 2002.12.11〉

②特許庁長は、登録料及び手数料の過誤納を受けたときは、これを納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3〉

③第1項第1号の特許料及び手数料の返還は、その過誤納の事実の通知を受けた日から、同項第2号及び第3号の登録料の返還は、無効処分・実用新案登録取消決定又は審決が確定した日からそれぞれ1年を経過した後は、これを請求することができない。〈改正 2001.2.3〉

第32条【実用新案登録原簿】

①特許庁長は、特許庁に実用新案登録原簿を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。〈改定 2002.12.11〉

1.実用新案権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限に関する事項

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限に関する事項

3.実用新案権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・消滅又は処分の制限に関する事項

4.第1項乃至第3号に準ずる事項であって、大統領令で定める事項

②第1項の規定による実用新案登録原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等をもって作成することができる。

③登録実用新案の明細書及び図面その他大統領令で定める書類は、実用新案登録原簿の一部とみなす。

④実用新案登録原簿の登録手続及び作成方法等において必要な事項は大統領令で定める。

第33条【実用新案登録証の交付】

①特許庁長は、実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案登録権者に対し、実用新案登録証を交付しなければならない。

②特許庁長は、実用新案登録証が実用新案登録原簿その他の書類と符合しないときは申請により又は職権で実用新案登録証を回収して訂正交付、若しくは新たな実用新案登録証を交付しなければならない。

③特許庁長は、第 51 条第 1 項の訂正審判の審決が確定したときは、その審決に基づいて新たな実用新案登録証を交付しなければならない。

第 34 条【特許法の準用】 特許法第 80 条及び第 83 条の規定は、登録料及び実用新案登録に関してこれを準用する。〈改正 2001.2.3〉

第 5 章 実用新案権特許権

第 35 条【実用新案権の設定の登録及び登録公告】

①実用新案権は、設定の登録により発生する。

②特許庁長は実用新案登録出願が、第 11 条各号の 1 又は第 12 条各号の 1 に該当する場合と、その出願が放棄又は取り下げされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該特許権が放棄されたときに限り、実用新案権の設定の登録をするものとする。

1.二重出願において、当該二重出願の基礎となる特許出願に対し特許権が設定の登録されたとき

2.実用新案権登録出願を基礎として、特許法第 53 条の規定による二重出願（以下、この号において“二重特許出願”という）があり、当該二重特許出願において特許権が設定登録されたとき

③特許庁長は、第 2 項の規定による実用新案権の設定の登録があったときは、その登録実用新案に係わる実用新案公報に掲載し登録公告をしなければならない。

④特許庁長は第 20 条において準用する特許法第 41 条第 1 項の規定により、秘密の取扱いを要する実用新案登録出願に対しては秘密の取扱い命令が解除のときまで第 3 項の登録公告を保留し、その秘密の取扱い命令が解除されたときは、遅滞なく登録公告をしなければならない。

⑤特許庁長は、第 3 項の登録公告があった日から 3 月間、出願書類及びその付属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

⑥第 3 項の登録公告があるときには誰でも、当該考案が第 25 条第 1 項各号の一に該当する旨の情報を証拠と共に特許庁長に提供できる。〈改正 2001.2.3〉

1.削除〈2001.2.3〉

2.削除〈2001.2.3〉

⑦第 3 項の規定による実用新案公報に登録公告する事項は、大統領令で定める。

第 36 条【実用新案の存続期間】

①実用新案権の存続期間は、第 35 条第 1 項の規定により実用新案権の設定の登録の日から実用新案登録出願後 10 年をもって終了する。〈改正 2001.2.3〉

②第 20 条において準用する特許法第 35 条の規定により、正当な権利者の実用新案登録出願が実用新案登録された場合、第 1 項の実用新案権の存続期間は、無権利者の実用新案登録出願日の翌日から起算する。

③<削除 2001.2.3>

④第 15 条第 2 項の規定により、二重出願の願書を提出した際に実用新案登録出願したものとみなす実用新案権に係わる第 1 項の実用新案権の存続期間は、その設定の登録があった日から、二重出願の基礎となる特許出願の出願の日から 10 年をもって終了する。<改正 2001.2.3>

第 37 条【実用新案権の効力】 実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、第 42 条に準用する特許法第 100 条第 2 項の規定により専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲内においては、この限りでない。

第 38 条【実用新案権の効力が及ばない範囲】

①実用新案権の効力は、次の各号の一に該当する事項には、及ばない。

1.研究又は試験のためにする登録実用新案の実施

2.韓国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物

3.実用新案登録出願の時から韓国内にある物

第 39 条【他人の登録実用新案等との関係】 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案・特許発明若しくは登録意匠、若しくはこれに類似する意匠を利用するとき、又はその実用新案権がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権若しくは商標権と抵触するときは、その実用新案権者・特許権者・意匠権者又は商標権者の同意を得なかったとき、自己の登録実用新案を業として実施することができない。<改正 2001.2.3>

第 40 条 【無効審判の請求登録前の実施による通常実施権】

①次の各号の一に該当する者であって、実用新案登録又は特許の無効審判の請求の登録前に、第 25 条第 2 項の規定による維持決定に基づき若しくはその他相当な注意をしたにもかかわらず、自己の登録実用新案が無効事由に該当することを知らないで、韓国内において、その考案の実施である事業若しくはその事業の準備をしている場合、又は自己の特許発明が無効事由に該当することを知らないで、韓国内において、その発明の実施である事業若しくはその事業の準備をしている場合は、その実施又は準備をしている考案又は発明及び事業の目的の範囲内において、その実用新案権について通常実施権を有し、又は実用新案登録や特許が無効となった際現に存する実用新案権に対する専用実施権について通常実施権を有する。

1.同一の考案についての二以上の実用新案登録のうち、その一を無効にした場合における原実用新案権者

2.登録実用新案と特許発明とが同一である場合において、その特許を無効にした場合における原特許権者

3.実用新案登録を無効にして同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原実用新案権者

4.特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者

5.第 1 号乃至第 4 号の場合において、その無効にした実用新案権又は特許権について無効審判の請求の登録の際現に専用実施権又は通常実施権若しくはその専用実施権についての通常実施権を取得し、その登録を受けた者。ただし、特許法第 118 条第 2 項の規定に該当する者である場合は、登録を要しない。

②第1項の規定により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第41条【意匠権の存続期間満了後の通常実施権】

①実用新案登録出願の日前又は実用新案登録出願の日と同日に出願して登録された意匠権がその実用新案権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は原意匠権の範囲内において、当該実用新案権について通常実施権を有するか、又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する実用新案権の専用実施権について通常実施権を有する。

②実用新案登録出願の日前又は実用新案登録出願の日と同日に出願して登録された意匠権がその実用新案登録権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現に存する意匠権についての専用実施権を有する者、又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権（意匠法第61条の規定により準用する特許法第118条第1項の規定により登録した通常実施権に限る）を有する者は、原権利の範囲内において当該実用新案権について通常実施権を有するか、又は意匠権の存続期間の満了の際現に存する実用新案権の専用実施権について通常実施権を有する。

③第2項の規定により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第42条【特許法の準用】 特許法第97条・第99条乃至第103条・第106条乃至第116条・第118条乃至第125条及び第125条の2の規定は、実用新案権においてこれを準用する。〈改正2001.2.3〉

第6章 実用新案権者の保護

第43条【侵害とみなす行為】 登録実用新案に係わる物品の生産にのみ使用する物を業として生産し、譲渡し、貸渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

第44条【実用新案の登録維持決定の提示〈改正 2001.2.3〉】 実用新案権者又は専用実施権者は、第25条第2項の規定による実用新案の登録維持決定の謄本を提示して警告した後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使できない。〈改正 2001.2.3〉

第45条【実用新案権者等の責任】

①実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、その実用新案登録について第48条で準用する特許法第74条第3項の規定による取消決定又は実用新案の登録を無効にすべき旨の審決（第49条第1項第4号の規定による審決を除く）が確定したときは、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第25条第2項の規定による維持決定に基づき、その他相当の注意をもってその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りではない。

②第1項の規定は、訂正請求又は訂正審判により、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面が訂正されることにより、実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなった権利を行使し、又は警告をした場合に準用する。

第46条【特許法の準用】 特許法第126条・第128条・第130条・第131条及び第132条の規定は、実用新案権者の保護に関し、これを準用する。この場合、同法第130条のうち“他人の特許権又は専用実施権を侵害した者”

は“第 25 条第 2 項の規定により、実用新案登録維持決定を受けた他人の実用新案権又は専用実施件を侵害する者”とみなす。〈改正 2001.2.3〉

第 7 章 実用新案登録異議の申立て

第 47 条【実用新案登録異議の申立て】

①実用新案登録公告があるときには、何人も、登録公告日の後 3 月になる日まで、実用新案登録が次の各号の一に該当することを理由として特許庁長に実用新案登録異議の申立てをすることができる。この場合において、実用新案登録請求の範囲の請求項が二以上であるときは、請求項ごとに実用新案登録異議の申立てをすることができる。〈改正 2001.2.3〉

1.第 4 条で準用する特許法第 25 条、この法第 5 条・第 7 条・第 8 条第 1 項乃至第 4 号、この法第 20 条で準用する特許法第 44 条の規定に違反してされたこと。

2.第 20 条で準用する特許法第 33 条第 1 項の本文の規定による特許を受ける権利を有しないか、又は同条同項のただし書の規定により特許を受けることができないこと。

3.条約の規定に違反してされたこと。

4.第 9 条第 3 項又は第 4 項の規定に違反してされたこと。

4 の 2.第 14 条の規定による範囲に反する補正であること。

5.第 35 条第 2 項ただし書の規定に違反してされたこと。

②実用新案登録異議の申立てをする者（以下、“実用新案登録異議申立人”という）は、次の各号の事項を記載した実用新案登録異議申立書に必要な証拠を添付し特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.実用新案登録異議申立人の氏名と住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.実用新案登録異議申立人の代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名）

3.実用新案登録異議の申立ての対象となる実用新案登録の表示

4.実用新案登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

③第 49 条第 4 項の規定は実用新案登録異議の申立てがあった場合に、これを準用する。

第 48 条【特許法の準用】 特許法第 70 条乃至第 78 条の 2 規定は、実用新案登録異議申立てに関し、これを準用する。この場合、同法第 77 条第 3 項前段のうち“第 136 条第 2 項乃至第 5 項”は“第 136 条第 2 項・第 3 項及び第 5 項”とみなし、同法第 78 条第 1 項のうち“特許異議の申立てについての決定”は“実用新案技術評価の請求についての決定、又は実用新案登録異議の申立てについての決定”とみなす。〈改正 2001.2.3〉

第 8 章 審判・再審及び訴訟

第 49 条【実用新案登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、無効の審判を請求することができる。この場合において、実用新案登録請求の範囲の請求項が二以上であるときには請求項ごとに請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

1.第4条で準用する特許法第25条、この法律第5条・第7条・第8条第1項乃至第4項・第9条第3項・第4項又はこの法律第20条で準用する特許法第44条の各規定に違反するとき

2.第20条において準用する特許法第33条第1項本文の規定による特許を受けることができる権利を有していないとき、又は同条同項のただし書の規定により特許を受けることができないとき

3.条約に違反するとき

4.実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第4条で準用する特許法第25条の規定により実用新案権を享有することができない者になったとき、又はその実用新案登録が条約に違反するとき

4.の2.第14条の規定による範囲内でない補正のとき

5.第35条第2項ただし書の規定に違反するとき

②第1項の規定による審判は、実用新案権の消滅後においても、これを請求することができる。

③実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その実用新案権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、第1項第4号の規定により実用新案登録を無効にすべき審決が確定したときは、実用新案権は、その実用新案登録が同号に該当するに至ったときからなかったものとみなす。

④ 審判長は、第 1 項の審判の請求があったときには、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 49 条の 2 【実用新案登録無効審判手続きにおける実用新案登録の訂正】

① 第 49 条第 1 項の規定による無効審判の被請求人になる実用新案権者は、第 27 条第 2 項各号の一に該当する場合に限って、登録実用新案の明細書並びに図面に対し訂正を請求することができる。

② 第 1 項の規定による訂正請求は第 56 条において準用する特許法第 147 条第 1 項並びに第 159 条第 1 項後段の規定により指定された期間内に、これをするものとする。

③ 審判長は、第 1 項の規定による訂正請求があるときには、その本文を第 49 条第 1 項の規定による審判の請求人に送達するものとする。

④ 第 51 条第 2 項乃至第 4 項・第 6 項乃至第 10 項、第 55 条第 1 項・第 2 項・第 5 項及び第 56 条において準用する特許法第 139 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による実用新案登録の訂正請求に関し、これを準用する。この場合、第 51 条第 9 項のうち“第 56 条において準用する特許法第 162 条第 3 項の規定による通知がある前（同条第 4 項の規定により審理が再開された場合には、その後もう一度同条第 3 項の規定による審理終決の通知がある前）に限り”は、“第 51 条第 4 項の規定による通知があるときには、その指定した期間内に限り”と読み替えるものとする。〈本条新設 2001.2.3〉

第 50 条 【権利範囲の確認審判】 実用新案権者又は利害関係人は、登録実用新案の保護範囲を確認するために実用新案権の権利範囲の確認の審判を請求することができる。この場合、実用新案権登録請求の範囲の請求項が二以上であるときは、請求項ごとに請求することができる。

第 51 条 【訂正審判】

①実用新案権者は、第 27 条第 2 項各号の一に該当する場合は、登録実用新案の明細書又は図面の訂正審判を請求することができる。ただし、実用新案技術評価・実用新案登録異議申立て又は実用新案登録の無効審判が特許庁又は特許審判院に係属されている場合は、この限りではない。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による明細書又は図面の訂正は、実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に記載した事項(第 27 条第 2 項第 2 号の規定による誤記の訂正をする場合には。実用新案登録出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載した事項に限る)の範囲内においてこれを行うことができる。〈改正 2001.2.3〉

③第 1 項の規定による明細書又は図面の訂正は、実用新案登録請求の範囲を実質的な拡張又は変更はできない。〈新設 2001.2.3〉

④審判官は、第 1 項の規定による審判請求が第 27 条第 2 項各号の一に該当せず、第 2 項又は第 3 項の規定に違反すると認められたときは、請求人にその理由を通知し、期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなくてはならない。〈改正 2002.12.11〉

⑤第 1 項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第 25 条第 1 項又は第 48 条に準用する特許法第 74 条第 3 項の規定による取消決定により実用新案登録が取り消され、又は審決により無効にされた後は、この限りではない。

⑥実用新案権者は、専用実施権者・質権者又は第 20 条で準用する特許法第 39 条第 1 項、この法第 42 条で準用する特許法第 100 条第 4 項及び同法第 102 条第 1 項の規定による通常実施権者の承諾を得ていなければ、第 1 項の審判は、これを請求することができない。

⑦特許審判委員長は第1項の規定による審判により、登録実用新案の明細書又は図面に対する訂正があった場合には、その内容を特許庁長に報告しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

⑧登録実用新案の明細書又は図面において、訂正すべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

⑨第1項の規定による訂正審判を請求した者は、第56条で準用する特許法第162条第3項の規定による通知がある前（同条第4項の規定により審理が再開された場合は、その後再び同条第3項の規定による審理終結の通知がある前）に限り、第55条第5項に規定された審判請求書に添付し訂正した明細書又は図面に対し補正することができる。〈新設 2001.2.3〉

⑩特許庁長は第7項の規定による報告があるときには、これを実用新案公報に掲載しなければならない。〈新設 2001.2.3〉

第52条【訂正の無効の審判】

①利害関係人又は審査官は、第27条第1項・第49条の2第1項又は第51条第1項又は第48条に準用する特許法第77条第1項の規定による登録実用新案の明細書又は図面の訂正が、次の各号の一の規定に違反している場合は、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

1.第27条第2項各号の一

2.第51条第2項又は第3項（第49条の2第4項に準用する場合を含む。）

3.第27条第4項又は第48条で準用する特許法第77条第3項のうち同法第136条第2項乃至第4項の一

②第 49 条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の審判の請求に準用する。

③第 1 項の規定による審判の被請求人である実用新案権者は第 56 で準用する特許法第 147 条第 1 又は第 159 条第 1 項後段の規定により指定された期間内に第 27 条第 2 項各号の一に該当する場合に限り登録実用新案の明細書又は図面の訂正を請求することができる。〈新設 2001.2.3〉

④第 49 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定は第 3 項の訂正請求に関しこれを準用する。この場合、第 49 条の 2 第 3 項中“第 49 条第 1 項”は“第 52 条第 1 項”と読み替えるものとする。〈新設 2001.2.3〉

⑤第 1 項の規定により訂正を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その訂正は、初めからなかったものとみなす。

第 53 条 【通常実施権の許与の審判】

①実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は当該登録実用新案が第 39 条の規定に該当してその実用新案の実施の許諾を受ける場合に、許容要請を受ける他人が正当な理由がないのに許諾をしないとき、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の登録実用新案の実施に必要な範囲内において通常実施権の許与の審判を請求することができる。

②第 1 項の規定による請求があった場合は、その登録実用新案が、その登録実用新案の出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案又は特許発明に比べて相当の経済的価値あり、重要な技術的進歩をもたらすものでない限り、通常実施権を許与してはならない。〈改正 2001.2.3〉

③第 1 項の審判により通常実施権を許与した者がその通常実施権の許与を受ける者の登録実用新案の実施をしようとする場合に、その通常実施権の許与を受けた者が実施を許諾しないとき、又は許諾を受けることができないときは、実施を必要とする登録実用新案の範囲内において通常実施権の許与の審判を請求することができる。

④第1項及び第3項の規定による許与を受ける通常実施権者は、実用新案権者・特許権者・意匠権者又はその専用実施権者に対し対価を支払わなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由により支払うことができないときは、その対価を供託しなければならない。

⑤第4項の通常実施権者はその対価を支払わないとき、又は供託をしなければその登録実用新案・特許発明又は登録意匠若しくは登録意匠と類似する意匠を実施することができない。

第54条【実用新案登録取消決定に対する審判<改正2001.2.3>】 第25条第1項又は第48条で準用する特許法第74条第3項の規定による実用新案登録取消決定を受けた者は、不服があるときは、取消決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。〈改正2001.2.3〉

第54条の2【実用新案登録出願の却下決定に対する審判】 第12条第3項の規定による却下決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。〈本条新設2001.2.3〉

第55条【審判請求の方式】

①審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、第54条の規定による実用新案登録取消決定についての審判を請求する場合、又は第54条の2の規定による実用新案登録出願の却下決定についての審判を請求する場合には審判請求書に特許法第140条の2第1項各号の事項を記載しなければならない。〈改正2001.2.3〉

1.当事者の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

2.審判請求人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地（代理人が特許法人にあってはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名）

3.審判事件の表示

4.請求の趣旨及びその理由

②第1項の規定により提出した審判請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第1項第4号に規定した請求の理由を補正する場合については、この限りでない。〈改正 2001.2.3〉

③第53条第1項の通常実施権の許与の審判の審判請求書には、第1項各号に掲げる事項のほかに次の事項を記載しなければならない。〈改正 1995.12.29〉

1.実施を要する自己の實用新案登録の番号及び名称

2.実施されるべき他人の特許発明・登録實用新案若しくは登録意匠の番号・名称又は特許若しくは登録の年月日

3.特許発明・登録實用新案又は登録意匠の通常実施権の範囲・期間及び対価

④第50条の規定による権利範囲の確認審判を請求するときは、審判請求書に登録實用新案と対比できる説明書及び必要な図面を添付しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

⑤第51条第1項の訂正審判を請求するときは、審判請求書に訂正した明細書又は図面を添付しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第56条【特許法の準用】 特許法第139条・第140条の2第2項・第141条乃至第166条・第171条第2項・第172条・第176条及び同法第178条乃至

第 191 条の規定は、審判・再審及び訴訟に関し、これを準用する。この場合、同法第 140 条の 2 第 2 項のうち“特許異議申立人”とあるのは“実用新案技術評価請求人、又は実用新案登録異議申立人”とし、第 164 条第 1 項のうち“特許異議の申立てについての決定”とあるのは“実用新案技術評価の請求、又は実用新案登録異議の申立てについての決定”とし、第 172 条のうち“審査又は特許異議の申立て”とあるのは“審査・実用新案技術評価、又は実用新案登録異議申立て”と、其々読み替えるものとする。

第 9 章 特許協力条約による国際出願

第 57 条 【国際出願による実用新案登録出願】

①特許協力条約により国際出願日が認められた国際出願であって、実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国として指定した国際出願は、その国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなす。

②第 1 項の規定により国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなされた国際出願(以下、“国際実用新案登録出願”という)については、第 20 条に準用する特許法第 54 条の規定は適用しない。

第 58 条 【新規性がある考案とみなす場合の特例】 国際実用新案登録出願に係る発明について第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、産業資源部令で定める期間内に特許庁長に提出することができる。

第 59 条 【国際実用新案登録出願の翻訳文】

①国際実用新案登録出願を外国語により出願した出願人は、特許協力条約第2条(xi)の優先日(以下、“優先日”という)から2年6月(以下、“韓国内書面提出期間”という)以内に、国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面(図面の中の説明部分に限る)及び要約書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。ただし、国際実用新案登録出願の出願人が同条約第19条(1)の規定により請求の範囲に関する補正をしたときは、補正後の請求の範囲に対してのみ韓国語による翻訳文を提出することができる。<改正 2002.12.11>

②韓国内書面提出期間内に第1項の規定する明細書及び請求の範囲の韓国語による翻訳文の提出がなかったときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

③第1項の規定する韓国語による翻訳文を提出した出願人は、韓国内書面提出期間内に、その翻訳文に代えて、新たな韓国語による翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が特許協力条約第23条(2)又は第40条(2)の規定による請求(以下、“韓国内処理の請求”という)をした後は、この限りでない。

④国際出願日に提出した国際実用新案登録出願の明細書若しくは請求の範囲に記載された事項及び図面の中の説明部分であって、韓国内書面提出期間の満了日(その期間内に韓国内処理の請求をしたときは、その請求の日をいい、以下、“基準日”という)内に提出した第1項又は第3項の規定による翻訳文(以下、“出願翻訳文”という)に記載されていないものは、国際出願日に提出した国際実用新案登録出願の明細書若しくは請求の範囲に記載されていなかったものとみなすか、又は図面の中の説明がなかったものとみなす。

⑤国際実用新案登録出願の国際出願日に提出した出願書は、第9条第1項の規定により提出した出願書とみなす。

⑥国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の出願翻訳文(韓国語により出願された国際実用新案登録出願の場合は、国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面及び要約書)は、第9条第2項の規定により提出した明細書・図面及び要約書とみなす。

⑦第63条第1項及び第2項の規定は第1項ただし書の規定により補正後の請求の範囲の韓国語による翻訳文のみを提出する場合は、これを適用しない。

⑧第1項ただし書の規定により補正後の請求の範囲に対する韓国語による翻訳文のみを提出する場合は、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。

第60条【実用新案登録出願等による優先権主張の特例】

①国際実用新案出願については、第18条第2項及び第19条第2項の規定は、これを適用しない。

②国際実用新案登録出願についての第18条第4項の規定の適用については、同項中“実用新案登録出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“第59条第1項の規定により国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲、又は図面(図面の中の説明部分に限る)及びこれらの書類等の出願翻訳文、又は国際出願日に提出した国際出願の図面(図面の中の説明部分を除く)”とし、“登録公告”とあるのは、“登録公告又は特許協力条約第21条に規定する国際公開”とする。

③第18条第1項の規定による先の出願が、国際実用新案登録出願又は特許法第199条第2項の規定による国際特許出願である場合における第18条第1項・第3項及び第4項並びに第19条第1項の規定の適用については、第18条第1項及び第3項の中“出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“第59条第1項又は特許法第201条第1項の規定により

国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、同条第4項の中“先の出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“先の出願の第59条第1項又は特許法第201条第1項の規定により国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、“その先の出願について出願公開”とあるのは、“その先の出願について特許協力条約第21条に規定する国際公開”とし、第19条第1項の中“その出願の日から1年3月を経過した時”とあるのは、“第59条第4項又は特許法第201条第4項の規定による基準日又は第59条第1項若しくは特許法第201条第1項の規定による国際出願日から1年3月を経過した時のいずれか、遅い時”とする。

④第18条第1項の規定による先の出願が、第71条第4項又は特許法第214条第4項の規定により、実用新案登録出願又は特許出願となる国際実用新案登録出願である場合における第18条第1項・第3項及び第4項又は第19条第1項の規定の適用については、第18条第1項及び第3項の中“出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“第71条第4項又は特許法第214条第4項に規定する国際出願日となったものと認める日の国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、第18条第4項の中“先の出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“先の出願の第71条第4項又は特許法第214条第4項に規定する国際出願日となったものと認める日における国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、第19条第1項の中“その出願の日から1年3月を経過した時”とあるのは、“第71条第4項又は特許法第214条第4項に規定する国際出願日となったものと認める日から1年3月を経過した時、又は第71条第4項若しくは特許法第214条第4項に規定する決定をした時のいずれか、遅い時”とする。

第61条【書面の提出】 国際実用新案登録出願の出願人は、韓国内書面提出期間内に、次の各号の事項を記載した書面を特許庁長に提出しなければならない。この場合、国際実用新案登録出願を外国語でもって出願した出

願人は第 59 条第 1 項の規定による翻訳文を共に提出するものとする。〈改正 2001.2.3、2002.12.11〉

1.出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)

3.〈削除 2001.2.3〉

4.考案の名称

5.考案者の氏名及び住所又は営業所

6.国際出願日及び国際出願番号

②特許庁長は、次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて補正を命じなくてはならない。〈新設 2002.12.11〉

1.第 1 項前段の規定による書面を国内書面提出期間内に提出しないとき

2.第 1 項前段の規定により提出された書面が、この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき

③第 2 項の規定による補正命令を受けた者が、指定された期間内に補正をしない場合に特許庁長は、当該国際実用新案登録出願を無効とすることができる。〈新設 2002.12.11〉

第 62 条【図面の提出】

①国際実用新案登録出願の出願人は国際出願日に提出した国際出願が図面を含まないときには、基準日まで図面(図面に関する簡単な説明を含む)を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は基準日まで第1項の規定による図面の提出がないときには国際実用新案登録出願の出願人に期間を定め図面の提出を命ずるものとする。基準日まで第59条第1項又は第3項の規定による図面の韓国語による翻訳文の提出がないときにも同様とする。

③特許庁長は第2項の規定により、図面の提出命令を受けるものがその指定された期間内に図面を提出しないときには、当該国際実用新案登録出願を無効とすることができる。

④第1項又は第2項の規定により提出した図面は第13条第1項の補正期間は、図面の提出にこれを適用しない。

第63条【国際調査報告書を受けた後の補正】

①国際実用新案登録出願の出願人は、特許協力条約第19条(1)の規定により国際調査報告書を受けた後に国際実用新案登録出願の請求の範囲について補正をしたときは、基準日までに、当該補正書の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

②第1項の規定により補正書の韓国語による翻訳文が提出されたときは、その補正書の翻訳文により第13条第1項の規定による請求の範囲について補正がされたものとみなす。

③国際実用新案登録出願の出願人は、特許協力条約第19条(1)の規定による説明書を同条約第2条(xix)の国際事務局(以下、“国際事務局”という)に提出した場合は、その説明書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。

④国際実用新案登録出願の出願人が基準日までに第1項又は第3項の規定による補正書又は説明書の韓国語による翻訳文を提出しなかった場合は、特許協力条約第19条(1)の規定による補正書又は説明書は提出されなかったものとみなす。

⑤第 13 条第 1 項の規定による補正期間は、第 2 項の補正についてはこれを適用しない。

第 64 条【国際予備審査報告書作成前の補正】

①国際実用新案登録出願の出願人は特許協力条約第 34 条(2)(b)の規定により国際予備審査報告書が作成される前に国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲及び図面について補正をした場合は、基準日まで当該補正書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。

②第 1 項の規定により補正書の韓国語による翻訳文が提出されたときは、その補正書の韓国語による翻訳文により第 13 条第 1 項の規定による明細書及び図面の補正がされたものとみなす。

③国際実用新案登録出願の出願人が基準日まで第 1 項に規定する手続きをしなかった場合は、特許協力条約第 34 条(2)(b)の規定による補正書は、提出されなかったものとみなす。

第 65 条【補正の特例】

①国際実用新案登録出願についての補正(第 63 条第 2 項及び第 64 条第 2 項による補正を除く)は第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、第 29 条第 1 項の規定による登録料及び第 30 条第 1 項の規定による手数料を納付し、第 59 条第 1 項の規定による韓国語による翻訳文(韓国語により出願された国際実用新案登録出願の場合を除く)を提出し、基準日が経過した後でなければこれをすることができない。

②第 13 条第 1 項ただし書の規定は、特許協力条約第 28 条(1)又は同条約第 41 条(1)の規定により行う国際実用新案登録出願の補正についてはこれを適用しない。

③第 14 条の規定は、国際実用新案登録出願の補正が可能な範囲について、これを適用するにおいては、“実用新案登録出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項”とあるのは、“国際出願日に提出した国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面の中、説明部分に限る)の翻訳文、又は国際出願日に提出した国際実用新案登録出願の図面(図面の中、説明部分を除く)に記載された事項”とする。<改正 2001.2.3>

第 66 条【二重出願時期の制限】 特許法第 199 条第 1 項の規定により国際出願日に出願された特許出願とみなされた国際出願を基礎とし、実用新案登録出願に二重出願をする場合には、この法律第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、特許法第 82 条第 1 項の規定による手数料を納付し、かつ、同法第 201 条第 1 項の規定による翻訳文(韓国語により出願された国際特許出願の場合を除く)を提出した後(特許法第 214 条第 4 項の規定により国際出願日と認めることができた日に出願されたものとみなされる国際出願を基礎とする場合は、同条第 4 項の規定による決定があった後)でなければこれをすることができない。

第 67 条【実用新案登録異議申立ての特例】 国際実用新案登録出願の実用新案登録については、第 47 条第 1 項各号の規定による場合以外に考案が次の各号の一に該当しないという理由で、実用新案登録異議申立てをすることができる。

- 1.国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面中の説明部分を除く)とその出願翻訳文が全く同じに記載されている考案
- 2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中の説明部分を除く)に記載されている考案<全文改正 2002.12.11>

第 68 条【実用新案登録の無効審判の特例】 国際実用新案登録出願の実用新案登録については、第 49 条第 1 項各号の規定による場合以外に、考案が

次の各号の一に該当しないという理由で、実用新案登録の無効審判を請求することができる。

1.国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)とその出願翻訳文が全く同じに記載されている考案

2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中の説明部分を除く)に記載されている考案<本条改正 2002.12.11>

第 69 条 【実用新案技術評価の請求時期の制限】 国際実用新案登録出願に関する実用新案技術評価の請求について、第 21 条を適用するにおいては、同条第 1 項中の“何人も”とあるのは、“基準日を経過した後には何人も”とする。

第 70 条 【登録料納付の特例】 国際実用新案登録出願の最初の 1 年分の登録料納付について、第 29 条を適用するにおいては、同条第 2 項中の“実用新案登録出願(第 16 条の規定による分割出願及び第 17 条の規定による二重出願の場合には、其々分割出願又は二重出願を言う)と同時に”とあるのは、“第 59 条第 1 項で規定する韓国内書面提出期間内(同条第 3 項の規定による韓国内処理を請求した場合にはその韓国内処理の請求時まで)”とする。

第 71 条 【決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願】

①国際出願の出願人は、特許協力条約により実用新案登録を受けるために、大韓民国を指定国とした国際出願が同条約第 2 条(xv)の受理官庁により同条約第 25 条(1)(a)、若しくは(b)の規定に国際出願日の認定拒否、若しくは国際出願の取り下げとみなされる趣旨の宣言がされたとき、又は国際事務局により同条(1)(a)の規定による記録原本不受理の認定がされたときは、産業資源部令で定める期間内に産業資源部令で定めるところにより、特許庁長に同条(2)(a)の規定による当該拒否・宣言又は認定が適当であるかの可否決定をすべき旨の申請をすることができる。

②第1項の申請をする者は、申請書に明細書、請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)、その他産業資源部令で定める国際出願に関する書類の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

③特許庁長は、第1項の申請があったときは、その申請に係る拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同条約規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

④特許庁長は、第3項の規定によりその拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同条約規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否・宣言又は認定がなかったならば国際出願日と認められる日に出願された実用新案登録出願とみなす。

⑤第57条第2項・第58条・第59条第4項乃至第8項・第60条第1項及び第2項・第62条・第65条・及び第67条乃至第70条の規定は、第4項の規定により国際出願日となったものと認める日に出願された実用新案登録出願とみなされた国際出願についてこれを準用する。

⑥第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の補正については、第13条第1項の規定を適用するにおいて、同項のただし書の中で“実用新案登録出願日”とあるのは、“第71条第4項に規定する正当でない旨の決定をした日”とする。

第72条【特許法の準用】 特許法第192条乃至第198条の2・第206条・第210条、及び同法第211条の規定は、国際実用新案登録出願についてはこれを準用する。この場合、同法第210条の中で“出願審査の請求”とあるのは“韓国内処理の請求”とする。

第10章 補則

第73条【実用新案公報】 特許庁は、実用新案公報を発行しなければならない。

②実用新案公報は産業資源部令で定めるところにより、電子的媒体をもって発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体で実用新案公報を発行する場合は、情報通信網を活用し実用新案公報の発行事実・主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。<改正 2001.2.3>

第74条【二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則】 第48条に準用する特許法第74条第4項、この法第21条第2項・第25条第4項・第31条第1項第2号、第32条第1項第1号（消滅に限る）、第40条第1項第1号・第3号・第5号、第42条に準用する特許法第101条第1項第1号、第119条第1項、この法第49条第2項・第3項、第51条第5項、第56条に準用する特許法第139条第1項、第181条、第182条又は特許法第104条第1項第2号・第4号・第5号においては、二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。<改正 2001.2.3>

第75条【実用新案登録表示】 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録実用新案に係る物又はその物の容器又は包装に実用新案登録表示をすることができる。

第76条【虚偽表示の禁止】 何人も次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1. 実用新案登録されていない物、実用新案登録出願中でない物、若しくはその物の容器又は包装に実用新案登録表示又は実用新案登録出願表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附する行為

2. 第1号の表示を附したものを譲渡し、貸し渡し又は展示する行為

3. 第1号の物を生産、使用、譲渡若しくは貸し渡すために広告、看板又は標札にその物が実用新案登録若しくは実用新案登録出願されたもの、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第77条【特許法の準用】 特許法第216条、第217条、第217条の2、第218条乃至第220条、第222条及び第224条の2の規定は、実用新案についてこれを準用する。この場合、同法第217条及び第217条の2の中で、“審査”とあるのは“実用新案技術評価”とみなす。<改正 2001.2.3>

第11章 罰則

第78条【侵害の罪】

① 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。<改正 2001.2.3>

② 第1項の罪は、告訴があれば公訴を提起することができる。

第79条【偽証の罪】

① この法律の規定により、宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときは、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2001.2.3>

②第1項の規定による罪を犯した者がその事件の実用新案登録異議の申立てに対する決定又は審決の確定の前に自首したときは、その刑を減輕、又は免除することができる。

第80条【虚偽表示の罪】 第76条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第81条【詐欺行為の罪】 詐欺、その他の不正な行為により実用新案登録、技術評価の請求に係わる決定、実用新案登録異議申立てに係わる決定、又は審判に係わる審決を受けた者は3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処す。〈改正 2001.2.3〉

第82条【秘密漏泄の罪等】 特許庁の職員・特許審判院の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は3百万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5〉

第83条【専門調査機関等の役員・職員に対する公務員擬制<改正

2001.2.3>】 専門調査機関又は第77条に準用する特許法第217条の2の規定による特許文書電子化機関の役員・職員又はその職にあった者は、第82条の規定の適用において特許庁職員又はその職にあった者とみなす。〈改正 2001.2.3〉

第84条【両罰規定】 法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用者その他の従業員が、その法人又は個人の業務について、第78条第1項・第80条又は第81条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号の一に該当する罰金刑を、個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。〈改正 2001.2.3〉

1.第78条第1項の場合：3億ウォン以下の罰金

2.第80条又は第81条の場合：6千万ウォン以下の罰金

第 85 条 【没収等】

①第 78 条第 1 項に該当する侵害行為を組成した物、又はその侵害行為により生じた物はこれを没収し、若しくは被害者の請求によりその物を被害者に交付すべき旨の宣告をしなければならない。

②被害者は、第 1 項の規定による物の交付を受けた場合においては、その物の価額を超える損害の額に限り、賠償を請求することができる。

第 86 条 【過料】

①次の各号の一に該当する者は、5 十万ウォン以下の過料に処する。

1.民事訴訟法第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓した者であって特許審判院に対し虚偽の陳述をした者<改正 2002.1.26>

2.特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者であって正当な理由がないのにその命令に応じなかった者

3.第 42 条に準用する特許法第 125 条の規定による登録実用新案の実施について報告の命令に正当な理由がないのに応じなかった者

4.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼出しを受けた者であって正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒んだ者

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③第 2 項の規定による過料の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日

以内に特許庁長に異議を申立てることができる。

④第2項の規定による過料の処分を受けた者が、第3項の規定による異議の申立てをしたときは、特許庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならない。その通報を受けた法院は、非訟事件手続法による過料の裁判をする。

⑤第3項の規定による期間内に異議の申立てをしないで過料を納付しないときは、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

附 則 < 1998.9.23 >

第1条【施行日】 この法律は、1999年7月1日から施行する。ただし、第4条に準用している特許法第28条の2乃至第28条の5の規定は1999年1月1日から適用し、この法第59条第6項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力についての規定、第65条第1項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願に対する翻訳文提出免除に係る規定、第72条に準用している特許法第210条の中の韓国語によって出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除に係る規定と、第72条に準用している特許法第193条第1項及び同法第198条の2の規定は、特許協力条約第16条(3)(b)の規定により、大韓民国政府が国際調査機関の選定と関連して、国際事務局と締結する協定が発効される日から適用する。

第2条【一般的経過措置】 この法律施行当時、従前の規定により出願された実用新案登録出願及び同実用新案登録出願についての審査、実用新案登

録、実用新案権、実用新案登録異議の申立て、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第3条【電子文書による実用新案関連手続の処理に係る適用例】 第4条に準用している特許法第28条の3乃至第28条の5、及びこの法律第77条に準用する特許法第217条の2第5項の規定は、1999年1月1日以後最初に出願される実用新案登録出願から適用する。

第4条【実用新案登録要件についての適用例】 第5条第3項の規定はこの法律の施行後に実用新案登録出願した考案(以下、この条では“後出願考案”という)が、この法律施行前に実用新案登録出願をして、後出願考案の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付した明細書、又は図面に記載された考案と同じ場合にもこれを適用する。

第5条【従前の実用新案登録出願に係わる新法適用の特例】

①附則第2条の規定にかかわらず、この法律の施行当時に特許庁に係属中である実用新案登録出願(この法律施行日現在、当該実用新案登録出願の出願日から6年を経過した出願を除く)について、出願人の申請がある場合、当該実用新案登録出願についてはこの法律の規定を適用する。

②第1項の規定により、この法律の適用を受けるために申請をしようとする者は、この法律の施行日から1年以内に産業資源部令によって定められたことにより、特許庁長に申請書を提出しなければならない。ただし、従前の第36条第1項又は従前の第44条第4項の規定により、実用新案登録出願とみなされた国際出願に対するこの法律の適用の申請は、申請当時に従前の第37条第1項及び従前の第38条の規定により翻訳文及び書面を提出し、従前の第17条第1項の規定により手数料を納付した場合に限る。

③第1項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願は、当初の実用新案登録出願の出願日に出願されたものとみなし、当

初の実用新案登録出願は第1項の規定により申請日に取り下げられたものとみなす。

④第1項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願の出願書に添付した明細書・図面又は要約書の補正は、第13条第1項のただし書の規定にかかわらず、第2項の規定により申請書を提出した日から第13条第1項のただし書の規定により産業資源部令において定められた期間内にこれを行うことができる。

第6条【他の法律の改正】

①発明振興法の中で、次の通りに改正する。第14条の中で、“実用新案法第11条”とあるのは“実用新案法第20条”とする。

②法源組織法の中で、次の通りに改正する。第28条の4第1号及び第54条の2第2項の中で、“実用新案法第35条”とあるのは、其々“実用新案法第55条”とする。

附 則<2001.2.3>

①【施行日】 この法律は、2001年7月1日から施行する。ただし、第10条、第19条第1項、第28条の2の中で、特許法第141条及び第142条についての部分、第31条第2項・第3項、第77条に準用している特許法第217条第1項のただし書及び第83条の改正規定は、公布した日から施行する。

②【実用新案登録要件についての適用例】 第5条第1項第2号及び第6条第1項第1号他目の改定規定はこの法律施行後に最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

③【**一般的経過措置**】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願についての基礎的要件審査・実用新案登録・実用新案権・実用新案登録異議の申立て・審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。

1.実用新案技術評価をするにおいては、第 27 条第 4 項の改正規定に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

2.技術評価請求書を却下するにおいては、第 28 条の 2 の改定規定に準用している特許法第 141 条を適用する。

3.登録料の追納により実用新案権を遡及して存続擬制するにおいては、第 29 条の 3 の改正規定を適用する。

4.実用新案登録異議の申立てをするにおいては、第 48 条に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

5.実用新案登録の無効審判を請求するにおいては、第 49 条の 2 第 1 項乃至第 3 項の改定規定、同条第 4 項の改定規定に準用している第 51 条第 2 項乃至第 4 項・第 6 項乃至第 10 項及び第 55 条第 1 項・第 2 項・第 5 項を其々適用する。

附則<2002.12.11>

①【**施行日**】 この法律は、公布後 5 月が経過した日から施行する。ただし、第 59 条第 1 項の改定規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②【**実用新案技術評価の処理に係る適用例**】 第 28 条の 2 の改定規定は、この法律施行後に最初に申請される実用新案技術評価から適用する。

③【**国際実用新案登録出願の国内書面提出期間についての経過措置**】 この法律の施行当時、国内書名提出期間が経過した国際実用新案登録出願については、第 59 条第 1 項の改定規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則< 2002.1.26 >

第 1 条（施行日） この法律は 2005 年 9 月 1 日 から施行する。